

令和3年ニセコ町告示第6号

ニセコ町自転車の適切な利用を促進する条例素案の縦覧

下記の条例を制定したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき、公表し意見を求める。

令和3年1月20日

ニセコ町長 片山 健也

記

1 制定する条例名

ニセコ町自転車の適切な利用を促進する条例

2 条例の素案

別紙のとおり

3 制定の理由

本条例の制定は、「第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプラン」に位置づけられたもので、自転車を日常生活における利便性の高い交通手段として再認識し、可能な範囲で自動車から自転車に代替するとともに、自転車の適切な利用を推進することにより、環境への負荷の低減を図るものである。

4 条例の施行期日

令和3年4月1日

5 公表の期間等

- | | |
|--------------|--|
| (1) 縦覧の期間等 | 期間：令和3年1月20日（水）から令和3年2月10日（水）まで
場所：ニセコ町役場企画環境課及びホームページ |
| (2) 意見の受付期間等 | 期間：令和3年1月20日（水）から令和3年2月10日（水）まで
場所：ニセコ町役場企画環境課 |
| (3) 意見の提出方法 | 持参又は郵送 〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見47番地
ニセコ町企画環境課（※郵便の場合、当日消印有効）
FAX 0136-44-3500
電子メール kankyo-e@town.niseko.lg.jp |

6 提出された意見項目の公表等

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和3年2月15日（月）を目途にニセコ町役場企画環境課及びニセコ町ホームページにおいて公表する。

7 本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町企画環境課

担当：環境モデル都市推進係長 佐々木 潤 不在時：参事 柏木 邦子

電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500 電子メール：kankyo-e@town.niseko.lg.jp

執務時間：8時30分～17時15分（昼休みはありません）